

## 青森県がん診療連携協議会地域連携パス作成・運用検討部会設置運営要領

### (目的)

第1 青森県がん診療連携協議会（以下、「協議会」という。）要綱第2条第4号に規定する事項を検討するため、協議会に青森県がん診療連携協議会地域連携パス作成・運用検討部会（以下、「部会」という。）を設置し、その組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2 部会は、次の各号に掲げる事項の検討を行う。

- (1) がん地域連携パスの作成・修正に関すること
- (2) がん地域連携パスの運用に関すること
- (3) その他、部会及び協議会が必要と認めた事項

### (組織)

第3 部会は、別表に掲げる医療機関及び団体の職員をもって構成する。

2 部会員は、構成医療機関及び団体の長の推薦に基づき協議会会長が委嘱する。

3 部会には部会長を置く。

- (1) 部会長は、部会員の互選により選出する。
- (2) 部会長は、部会を代表し、議長として会務を総理する。
- (3) 部会長は、必要に応じて部会を招集する。
- (4) 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

4 部会長は、必要に応じて委員以外の者を部会に出席させることができる。

### (任期)

第4 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

2 任期途中で退任した部会員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務局)

第5 部会の庶務は、青森県立中央病院医療連携部で処理する。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は平成27年2月4日から施行する。

### 附 則

この要領は令和2年6月3日から施行する。

別表（第3関係）

機関等	備考
がん治療連携計画策定料を算定できる病院	
緩和ケアを実施している医療機関	
在宅療養支援診療所	
訪問看護関係団体	
その他関係団体	